



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 24 日(水)
第 8 6 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農用地利用配分計画の認可 (883) (経営支援課)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (884) (農地・水保全課)	2
	保安林の指定 (885) (森林づくり推進課)	2
	保安林の指定予定 (4 件) (886~889) (〃)	3

告 示

鳥取県告示第883号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成26年12月15日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市河崎1741-23 中村 高也	米子市彦名町の一部
米子市大崎780 木村 傳四郎	米子市大崎の一部
米子市旗ヶ崎五丁目16-14 木本 昌夫	米子市彦名新田の一部
米子市米原六丁目17-30 岩井 太二	米子市富益町の一部
米子市葭津160-3 有限会社大根屋	米子市大崎の一部
米子市葭津1563 有限会社橋本青果	米子市彦名町の一部
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2597-3-2-403 荒木 勉	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部

鳥取県告示第884号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大誠地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成26年12月24日から平成27年1月13日まで
- 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字前地576の2、字古田1107の2、1109の1
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第886号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市吉岡温泉町字向山990の1から990の3まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第887号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市用瀬町赤波字アリミツ834の1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第888号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字鎌田字坂戸59、61、63、64、字下モ平1224の1、1225の1、1227、1228、1231
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第889号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字三保字下滝峰平ル682、687、688

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)